

(仮 訳)

EUROPEAN SECURITIES AND MARKETS AUTHORITY

執行決定に関する EECS*のデータベースからの抜粋(XII)

(2012年10月公表)

*(European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

目次

EECS/0112-01	無形資産の資産化	3
EECS/0112-02	子会社に対する支配	5
EECS/0112-03	投資不動産の公正価値の開示	7
EECS/0112-04	収益認識	9
EECS/0112-05	最高経営意思決定者及び単一の事業セグメントの識別	12
EECS/0112-06	資産の減損: 使用価値の算定で用いられる割引率	14
EECS/0112-07	見積りの合理的な変更	18
EECS/0112-08	のれんの減損テスト	19
EECS/0112-09	資金生成単位の開示	21

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点(2013年)では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

I 番号 EECS/0112-01 無形資産の資産化

事業年度:2009年12月31日

論点の分野:無形資産の資産化

関連する基準書:IAS第38号「無形資産」

執行決定日:2011年10月1日

発行者の会計処理についての記述

1. 発行者は、専門家の人材サービスを提供している。当該発行者の2009年財務諸表において、財政状態計算書には、候補者の特定及び採用に係る自己創設無形資産である「候補者データベース」が含まれていた。
2. 重要な会計上の見積りに関する注記では、当該資産がIAS第38号に定められる自己創設無形資産の認識要件を満たしているとの判断に基づき、当該資産が海外での就職先を探している候補者のデータベースのコストを表すと説明されていた。
3. 会計方針の開示では、候補者データベースの作成に直接関係するコストは、無形資産として認識されており、直接コストには候補者の特定及び採用にあたり発生した従業員コストや外部コストが含まれると説明されていた。
4. 発行者は、執行者に対し、データベースには、国際的な候補者に関する情報が含まれており、認識されたコストのほとんどは個々の候補者の情報収集に係っていることを確認した。資産の増分コストは、候補者に関するさまざまな情報の収集及び処理コストであった。システム開発コストは、無形資産のコストのうち、わずかな部分しか占めていなかった。執行者は、出張費が資産化されていたことも発見した。
5. IAS第38号の第63項は、内部で創出される、ブランド、題字、出版表題、顧客名簿及び実質的にこれらに類似する項目に関する支出は、事業を全体として発展させるコストと区別できないことから、当該項目を無形資産として認識することを禁じている。
6. 発行者は、採用した会計処理の裏付けとして、いくつかの主張を展開した。
 - 候補者データベースには、候補者を紹介する企業(顧客)に関する情報ではなく、仕事を紹介したい個人に関する詳細情報が含まれているため、IAS第38号第63項に定められる顧客名簿の認識の禁止は当てはまらない。
 - データベースの開発コストは非常に固有の性質を有しているため、IAS第38号第63項に挙げられている項目の支出とは異なり、事業を全体として発展させるコストと区別できる。また、発行者は、「国際的な候補者」を斡旋するプロセスは、最大で4年かかる場合があると説明した。

執行決定

7. 執行者は、候補者データベースを無形資産として認識することは IAS 第 38 号に準拠していないと判断した。

執行決定の根拠

8. 執行者は、候補者データベースは、実質的に内部創出の顧客名簿と似ており、したがって、IAS 第 38 号により無形資産として認識することは禁じられることに留意した。
9. 執行者は、以下の理由から、発行者の主張を受け入れなかった。
 - IAS 第 38 号第 63 項に定められる認識の禁止は、顧客名簿に「実質的に類似する項目」にも適用される。執行者は、当該情報が顧客契約を確保するために収集されたものであり、よって顧客名簿と似た性質を有すると考えた。
 - 発行者が、事業において当該データベースに依拠している規模及び範囲、ならびにデータベースのほとんどのコストが個々の候補者の情報を継続的に収集及び処理することに関係していることを考慮すると、候補者データベースのコストは事業を全体として発展させるためのコストと区別できないことが示唆される。

II 番号 EECS/0112-02 子会社に対する支配

事業年度:2010年12月31日

論点の分野:支配の定義

関連する基準書:IAS第27号「連結及び個別財務諸表」¹

執行決定日:2011年7月27日

発行者の会計処理についての記述

10. 発行者は、事業活動に直接又は間接的に従事する企業に対し投資を行う持株会社である。発行者の2010年の連結財務諸表では、全部で20の子会社が完全連結されていた。発行者は、当該子会社のうち11社を、株式資本/議決権の50%未満しか保有しないにもかかわらず支配するとみなしていた。
11. 発行者の姉妹会社(発行者の親会社により支配される別の上場企業)もまた、当該子会社を支配しているとみなし、2010年連結財務諸表において当該子会社を完全連結していた。
12. 発行者とその姉妹会社(以下、合わせて「発行企業」と呼ぶ)は、どちらも11の子会社の支配及び完全連結を以下の主張に基づき正当化した。
 - 潜在的議決権は存在せず、支配は発行企業が保有する実際の議決権に依拠する。
 - 発行企業のどちらも、他の投資家との合意により、議決権の過半数に対するパワーを有していない(IAS第27号第13項(a)は適用されない)。
 - 発行企業のどちらも、法令又は合意により子会社の財務方針及び経営方針を左右するパワーを有していない(IAS第27号第13項(b)は適用されない)。
 - 発行企業のどちらも、取締役会の構成員の過半数を選任又は解任するパワーを有している。子会社の取締役会の構成員の過半数は、発行企業の子会社でも最上位の親会社の取締役である(IAS第27号第13項(c)が適用する)。
 - 発行企業のどちらも、取締役会議で過半数の投票をするパワーを有している。子会社の取締役会の構成員の過半数は、最上位の親会社の取締役であり、発行企業の子会社でも最上位の親会社の取締役である(IAS第27号第13項(d)が適用する)。

執行決定

13.IAS第27号では、他の企業に対する支配を有することを1つの企業だけに認めているとして、

¹ (訳者注)2011年5月に、改訂版IAS第27号(表題は「個別財務諸表」に修正)が公表されており、IFRS第10号「連結財務諸表」が、支配の原則及び連結財務諸表の作成に関する要求事項を扱っている。

執行者はこの会計処理を認めず、発行企業に対し、当該子会社に対する支配の存在を再評価することを求めた。

執行決定の根拠

14. IAS 第 27 号 IG4 項では、IAS 第 27 号の支配の定義は、他の企業に対する支配を有することを 1 つの企業だけに認めていると説明されている。そのため、IAS 第 27 号は、複数の企業が実際にも潜在的にも重要な議決権を有する場合、どの企業が支配を有するかを判断するため、IAS 第 27 号第 13 項の要因を再評価することを求めている。
15. 執行者は、発行者が適用したアプローチに同意しなかった。子会社が、2 つの異なる企業によって支配されることはない。したがって、執行者は、発行企業に対し、2 つの発行企業のうちどちらが当該子会社を実際に支配しているかを判断するため、前提を見直すことを求めた。支配が存在しない場合、共同支配又は重要な影響力の存在を考慮しなければならない。

III 番号 EECS/0112-03 投資不動産の公正価値:開示

事業年度:2010年12月31日

論点の分野:投資不動産の公正価値

関連する基準書:IAS第40号「投資不動産」²、IAS第1号「財務諸表の表示」

執行決定日:2011年12月21日

発行者の会計処理についての記述

16. 発行者は、クローズドエンド型の外部運用不動産投資ファンドであり、主に物流施設で構成される投資不動産のポートフォリオを保有している。2010年連結財務諸表において、公正価値で認識される投資不動産は連結財政状態計算書全体のほぼ97%を占めていた。
17. 2010年連結財務諸表の注記において、発行者が投資不動産に関連して適用した会計及び測定方針について開示されていた主な情報は、IAS第40号に従った公正価値モデルの適用に関係するものであった。投資不動産の公正価値の測定は、国際評価基準委員会(IVSC)が定めた定義に従い独立鑑定人によって算定されていた。
18. 発行者は、公正価値が、不動産評価技法及びその他評価法を使った見積りに主に基づいていると開示していた。発行者は、そうした見積りが本来主観的であり、実際の価値は売却取引においてのみ決定できると開示していた。発行者は会計方針の開示において、評価が独立した第三者間で行われた最近の類似の市場取引を使い、主に収益還元法により行われており、所有権、賃貸、都市計画、建物・用地の状態や改修に関するさまざまな仮定、ならびに適切な営業純利益、改定後賃料及びリース期間の最善の見積りに基づいていると説明していた。

執行決定

19. 発行者は、実際に適用された方法(収益還元法)及び使用された仮定に関して連結財務諸表で開示されている情報は十分ではなく、IAS第1号及びIAS第40号の要求事項を満たしていないと判断した。発行者は、投資不動産の公正価値を算定する際に適用した方法及び重要な仮定に関する説明及び開示を、独立鑑定人が適用した方法及び重要な仮定、ならびに計算の基礎(例:利回り、空室率、見積賃料価格)に加え、その方法に対する帳簿価額の感応度などその他の有用な情報を開示することで改善するよう求められた。

執行決定の根拠

20. IAS第40号第75項(d)では、特に、投資不動産の公正価値を算定するうえで適用した方法

² (訳者注)IFRS第13号「公正価値測定」(2011年5月公表)により、IAS第40号への軽微な結果的修正が行われている。IFRS第13号には公正価値測定に関する情報の要求事項が含まれているため、IAS第40号の第75項(d)は削除されている。

及び重要な仮定を開示することが要求されている。

21. 重要な仮定及びそれらが投資不動産の測定に及ぼす影響を評価するにあたり、IAS 第 1 号 第 129 項(b)の要求事項を考慮しなければならず、具体的には、適用した方法及び重要な仮定に対する投資不動産の公正価値の感応度の開示を行う。執行者は、各独立鑑定人が使用した実際の評価法及び異なる仮定(例:利回り、空室率、見積賃料価格)に関する情報と、これらの仮定に対する帳簿価額の感応度などのその他情報を連結財務諸表の注記に開示していなければならなかったと結論を下した。発行者の連結財政状態計算書における投資不動産の重要性に鑑み、区分して開示する必要があるとされた。

IV 番号 EECS/0112-04 収益認識

事業年度:2009年12月31日

論点の分野:収益認識

関連する基準書:IAS第18号「収益」

執行決定日:2011年4月13日

発行者の会計処理についての記述

22. 発行者は、マンション建設のために土地を購入する不動産の開発業者である。1つの事業分野として、土地を特定、購入し、住宅協同組合(housing cooperative)により所有、管理されるマンション建設のための準備を行うというものがある。そうしたプロジェクトにおいて、発行者は、建設が始まる前に住宅協同組合に土地を売却する。住宅協同組合は、建設期間中及び竣工後の建物の正式な所有者であるが、発行者は、建物の建設及び協同組合の権利の売却に関して包括的な保証を提供している。
23. 発行者は、建物の設計が終了した時点で住宅協同組合を設立し、権利のすべてを引き受ける。発行者は、住宅協同組合の理事会(通常、3名で構成される)を立ち上げる。理事のうち1名は、発行者の代表者であり、他の2名(議長を含む)は独立の専門家である。発行者は、住宅協同組合の組合員候補に対し、当該権利を売り込み、販売する。十分な数の権利を販売した時点で、発行者は銀行からマンション完成のための資金を調達する。融資契約は、住宅協同組合と銀行の間で交わされるが、発行者が融資の保証人になり、特定の金利以上に当該融資の金利が上昇するリスクを負う。
24. 次に発行者は、マンションの調達及び建設に関し、請負業者と契約を締結する。当該契約は、住宅協同組合と請負業者との間で交わされるが、発行者が住宅協同組合の代理人として行動する。住宅協同組合の理事会は、契約の変更を提案する場合があるが、契約に記載される金額を超える追加の建設コストに関しては発行者が責任を負う。その後、発行者は住宅協同組合に土地を売却し、建設を開始する。
25. 発行者は、権利の販売を引き受ける。すなわち、発行者は、権利を引き受け、販売されなかった権利に関し賃料(共同営業費用)を支払う責任を負う。また、発行者は、建設期間中の建設コスト予算を超過した場合に住宅協同組合が責任を負わないようにする価格保証を行っている。
26. 発行者は、土地を住宅協同組合に移転した時点で、プロジェクト全体の収益を認識していた。土地の売却時に認識された収益は、竣工後のマンションの販売価格総額とマンションの予想建設コスト総額の差額であった。すなわち、当期収益には、建設が終了していないにもかかわらず、プロジェクトが完了した場合の利益全体が含まれていた。

27. 発行者は、以下の理由から、当該移転は、IAS 第 18 号第 14 項(a)及び(b)の収益認識要件を満たす物品の販売であると主張した。

- 発行者は、土地に係る重要なリスクと経済価値を住宅協同組合に移転した。発行者は、住宅協同組合の未販売の権利に関して財務上の責任を保持しているものの、発行者は、これらの権利に関するリスクは土地に関連するリスクとは異なると主張した。
- 発行者は、住宅協同組合の理事会の構成員のうち過半数を有していないため、土地を住宅協同組合に移転してから、土地に対し、管理上の関与もしていなければ、実質的な支配も有していない。

執行決定

28. 執行者は、IAS 第 18 号第 14 項(a)及び第 14 項(b)で規定される収益認識要件は満たされておらず、土地を住宅協同組合に移転した日時点で収益を会計処理すべきではなかったと判断した。

執行決定の根拠

29. 執行者は、IAS 第 18 号第 14 項(a)及び第 14 項(b)に従い、プロジェクトのリスクが買手(住宅協同組合)に移転していたかどうか、また、発行者が建設期間中に当該プロジェクトに対する支配を有していたかどうかを考慮した。

リスクの移転

30. 土地に関連するリスクが、住宅協同組合の権利に関連するリスクと異なるものであったとしても、発行者は建設期間中に重大なリスクにさらされるため、プロジェクト全体のリスクを評価すべきであると執行者は考えた。発行者は価格保証を提供しており、請負業者の破産リスク、予想よりも金利が上昇するリスク、ならびに請負業者がカバーしない調達及び建設契約の変動リスクにさらされている。また、発行者は、建物建設のための借入に係る住宅協同組合の債務の支払いを保証していた。

31. 執行者は、発行者が建設プロセスに関して包括的な保証を提供していたことから、発行者が自らマンションを建設したかのようにリスクにさらされていたと考えた。発行者は、リスクは調達及び建設契約を通じて請負業者に移転されていたと主張した。IAS 第 18 号第 14 項(a)は、企業が物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を買手に移転していることを要求している。買手は住宅協同組合であり、請負業者ではないことから、この条件が満たされていないと執行者は考えた。自らの資金で不動産を建設する場合であっても、下請業者を使用することにより発行者が引き受けるリスクは変わらない。

支配

32. 発行者が、住宅協同組合の理事会の構成を決定し、他の住宅協同組合の理事会と同じ独立した構成員を選任していたことから、執行者は、理事会が発行者から独立しているかを疑問視した。住宅協同組合の組合員は、手付金を支払うまで議決権はないことから(これは、通常マンションが竣工し、引き渡された時点となる)、執行者は理事会が発行者から独立していないと考えた。
33. 発行者は、建設期間中に請負業者との契約を監視する責任を有していた。発行者は、建設コスト予算を超過した場合に住宅協同組合が責任を負わないようにする価格保証を行っていたため、発行者は建設プロセスの財務リスクにさらされていた。
34. したがって、執行者は、発行者が重要なリスクを保持しており、売却した土地(また、建設プロセス全体)に対して実質的な支配を有していたと判断した。結果的に、IAS 第 18 号第 14 項(a)及び第 14 項(b)の収益認識要件は満たされておらず、発行者は自らマンションを建設したかのようにプロジェクト全体を会計処理すべきであった。したがって、収益は、IAS 第 18 号及び IFRIC 第 15 号に従い、マンションが竣工し、権利の買手に引き渡された時点で認識すべきであった。

V 番号 EECS/0112-05 最高経営意思決定者及び単一の事業セグメントの識別

事業年度:2010年12月31日

論点の分野:最高経営意思決定者及び単一の事業セグメントの識別

関連する基準書:IFRS第8号「事業セグメント」

執行決定日:2012年3月19日

発行者の会計処理についての記述

35. 発行者は、化学製品の輸送会社であり、世界中の航路を使い、有機薬品、無機薬品、石油精製品(クリーンプロダクト及びダーティープロダクト)、植物油、潤滑油などのさまざまな貨物を輸送している。保有する船舶は、購入又はファイナンス・リースにより保有する船舶で構成される。各船舶は、4から30のタンクコンテナを有する。このことから、船舶はさまざまな種類の貨物を運ぶことができ、何人かの顧客のために同時にチャーターできることが示唆される。大きさは異なるものの、船舶はどこへでも航海することができる。発行者の戦略は、貨物取扱業務を行うことであり、船舶の提供者(すなわち船舶の貸手)になることではない。
36. 発行者は、取締役会全体が最高経営意思決定者(CODM)であると識別した。取締役会は、執行取締役と非執行取締役の両方で構成される。重要な営業上及び戦略上の決定はすべて取締役会が行う。取締役会が行う決定には、特に船舶の投資及び処分に関連する決定や資金調達に関する決定が含まれる。一部の取締役は、会社の運営に関する特別な業務を専門に行っている。重要な利害関係者は取締役会に代表者を送っており、取締役会の決定に拒否権を行使できるだけの議決権付株式を有する主要株主が含まれる。
37. 取締役会による業績及び利益性のモニタリングは、連結上の数値に基づき行われる。取締役会は、財政状態計算書及び損益計算書を含む月次連結財務諸表を受け取っている。損益計算書には、月次の実績値と月次の予算数値とともに、年間累計の実績値と予算数値が示されている。
38. また、取締役会は1日当たりのTCE(Time charter equivalent)の情報を全船舶及び大きさに基づく5種類の船舶に関して受け取っている。1日当たりTCEは、備船収入から航海に関連する費用(燃料費や港湾料金)を差し引いた金額を固定期間における航海日数で割って計算される。発行者は、1日当たりTCEは、収益関連数値であり、業績関連数値ではないと考えた。1日当たりTCEは、燃料費及び港湾料金以外の費用は含めずに計算される。1日当たりTCEは船舶の種類に関して毎月報告され、当該数値は収益を分析する際に使用されているものの、TCEは企業の業績を評価するために使われておらず、船舶の種類に資源を分配するにあたっては適切でないと発行者は考えた。
39. 発行者は、化学薬品の輸送という単一の事業活動に集中して事業を行っている。船舶は、特定の貨物又は航路を割り当てられているわけではなく、事業は船舶の大きさやタンクの種類

によって組織されていない。貨物運送契約や技術管理を含む発行者の事業機能は、中央集権的である。船舶には特定の貨物又は特定の地域が割り当てられていないことから、船舶はポートフォリオとして監視されている。取締役会は、連結ベースでのみ業績をレビューしている。

40. したがって、CODM が受け取っている情報及び検討している業績に基づき、発行者は単一の事業セグメントとして「化学タンカー」を識別した。

執行決定

41. 執行者は、取締役会を CODM として識別し、1つの事業セグメントだけを識別するという発行者の会計処理には異議を唱えなかった。

執行決定の根拠

42. IFRS 第 8 号第 7 項によれば、CODM の機能は、事業セグメントに資源を配分し、その業績を評価することにある。発行者の取締役会は、上記で説明した月次の情報に基づき業績を検討し、評価している。取締役がまったく含まれない経営陣は、連結レベルよりも下のレベルの業績の情報を受け取っていなかった。当該経営陣が受領する情報は、取締役会が受領する情報と似ているが、いくつかの詳細情報が追加で含まれていた。連結損益計算書及び貸借対照表より下のレベルの損益計算書情報は当該経営陣に提供されていなかった。
43. 連結業績に加え、取締役会は 1 日当たり TCE の月次の情報を、大きさに基づく 5 種類の船舶のそれぞれについて受領していた。執行者は、1 日当たり TCE が、IFRS 第 8 号第 5 項に記載される、資源を配分し、業績を評価するために CODM によって定期的に検討される業績であるか、よって発行者には 5 つの事業セグメントがあるかを質問した。しかし、TCE は船舶の種類に資源を配分するには適していないものと思われた。
44. したがって、執行者は、提供されていた情報及び説明は、取締役会全体が CODM であり、船舶全体が 1 つの事業セグメントであるとの IFRS 第 8 号に基づく発行者の結論を裏付けるものであると結論を下した。1 つのセグメントしかないという結論は、IFRS 第 8 号第 9 項に定められるように、セグメント管理者として識別されたものがないという事実によって裏付けられた。

VI 番号 EECS/0112-06 資産の減損:使用価値の算定で用いられる割引率

事業年度:2008年12月31日

論点の分野:使用価値の計算

関連する基準書:IAS第36号「資産の減損」

執行決定日:2010年7月9日

発行者の会計処理についての記述

45. 発行者は、自動車、商用車及び工業市場に対して自動車部品を提供している国際企業であり、さまざまな国において異なる通貨を用いて営業活動を行っている。2008年中、発行者は収益の低下による財政悪化、組織再編及び事業のリストラクチャリングを経験し、当該年度は損失を計上した。のれんの減損テストが行われたが、減損損失は認識されなかった。
46. のれんの減損テストにおいて、発行者は、各資金生成単位(CGU)の使用価値を割引キャッシュ・フロー(DCF)法を使って計算していた。使用された割引率は、資本コストと負債コストの加重平均である発行者の加重平均資本コスト(WACC)であった。資本コストは、資本資産価格モデル(CAPM)を使って算定された。CAPMは、リスクフリーレート、ベータ及びマーケットリスクプレミアムに基づき資産の期待収益率を計算する。
47. 発行者は、資本コストが9.2%であり、負債コストが9.0%であると算定した。税引前WACCは9.0%であると見積られたが、慎重を期すために減損テストでは11.0%の割引率が使われた。

執行決定

48. 発行者は、使用された割引率がIAS第36号の要求事項に従って計算されなかったと考えた。割引率を見積る際に使用されたインプット(すなわち、外貨建キャッシュ・フロー、マーケットリスクプレミアム、ベータ、負債コスト、負債資本比率及びCGUごとの割引率の使用)に関連して発行者が特定した誤謬からは、資産の使用価値を算定する際に適用された割引率が過小評価されていることが示唆された。

執行決定の根拠

49. 発行者は、割引率の6つのインプット及び要素(外貨建キャッシュ・フローの処理、マーケットリスクプレミアムの算定、ベータの使用、負債コストの計算、負債資本比率の決定、各CGUの割引率の決定)を、IAS第36号の要求事項に準拠していないのではないかと調査した。

外貨建キャッシュ・フロー

50. 発行者は、キャッシュ・フローが生み出される通貨に関係なく、すべてのキャッシュ・フローに

1 つの割引率を適用していた。構造が複雑であったため、発行者は、親会社の機能通貨建の予測を用いたモデルを構築していた。発行者は、為替レートがどのように変動し、長期的に企業にどのような影響を及ぼすかを予想したとしても、それ以上予測が正確になることはないと考えた。発行者は、そうしたアプローチを採用すれば、非現実的かつ実務上不可能なレベルの詳細さが要求されると主張した。

51. IAS 第 36 号第 54 項によれば、将来キャッシュ・フローは、それらが発生する通貨によって見積られ、当該通貨に適切な割引率を用いて割引かれる。IAS 第 36 号第 54 項は、現在価値を使用価値の計算日時点の直物為替レートをを用いて換算することを求めている。
52. また、見積キャッシュ・フローの通貨は、リスクフリーレート、ベータ、負債コストなど WACC 計算の多くのインプットに影響を及ぼす。発行者は、CAPM モデルを使った資本コストの計算において、リスクフリーレートとして自国の 10 年物国債を使用していた。国債のレートは(たとえば将来の期待インフレ率が異なるために)国ごとで異なるため、見積キャッシュ・フロー及びリスクフリーレートに反映される期待インフレ率の相違により、使用価値が誤って計算される可能性がある。

マーケットリスクプレミアム

53. 発行者は、CAPM を使って資本コストを計算するにあたり、3 年から 5 年間の分析に基づく税引後の将来リスクプレミアム 3.35% を使用していた。発行者は、将来プレミアムに関する情報を、そうしたデータの独立した提供企業 3 社から収集していた(無期限の場合 4.7%、3 年から 5 年の場合 3.6%、5 年の場合 3.1%)。発行者は、見積将来キャッシュ・フローの期間と最も対応しているとして、3 年から 5 年の期間の平均を使用した。
54. 発行者は、将来リスクプレミアムのほうが、過去のリスクプレミアムよりも見積将来キャッシュ・フローをより良く反映していると考えた。一方、執行者は、使用価値の計算は長期キャッシュ・フローに基づくため、資本コストは長期的観点から計算すべきであると考えた。IAS 第 36 号第 56 項によれば、割引率とは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクについての現在の市場評価を反映する利率である。すなわち、企業が当該資産から獲得すると期待するキャッシュ・フローと同様の金額、時期及びリスク特性のキャッシュ・フローを生み出す投資を投資家が選択するとした場合に、投資家が要求する利回りである。したがって、執行者は、無期限の将来プレミアムのほうが長期的な見積将来キャッシュ・フローをより反映していると結論を下した。

ベータ

55. ベータとは、市場全体と比較した証券のシステムティック・リスクである。レバレッジ付のベータとは、負債の財務上の影響を含むベータである。レバレッジなしのベータとは、負債を含まないベータである。レバレッジなしのベータでは、負債の財務上の影響が取り除かれる。レバ

レッジ付のベータのみが観察可能である。

56. 発行者は、自社のベータ及び同業他社のベータを計算するにあたり、独立のデータ提供者を使っていた。計算では、発行者のレバレッジ付のベータが 2.5、レバレッジなしのベータが 1.0 であるとされた。同業他社のレバレッジなしのベータの中央値は 0.9 と計算された。発行者は、慎重を期して CAPM において 1.2 のベータを用いた。
57. IAS 第 36 号第 55 項は、貨幣の時間価値及び資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いることを要求している。IAS 第 36 号の第 56 項から第 57 項、及び付録 A15 項から A21 項に詳しい指針が示されている。執行者は、割引率を見積るために CAPM 及び WACC が用いられる場合、発行者は、IAS 第 36 号の原則に矛盾しない範囲で、CAPM 及び WACC の背後にある論拠に従うべきであると考えた。
58. 執行者は、発行者が同業他社のレバレッジなしのベータを不適切に使用し、レバレッジなしのベータをレバレッジ付のベータに計算し直さなかったと判断した。執行者は、レバレッジなしのベータを用いることで、計算された資本コストには株主が直面する財務リスクが考慮されないと考えた。

負債コスト

59. 発行者は、基準金利にマージンを上乗せして負債コストを計算していた。基準金利は、3 ヶ月物国債を使い、将来見込まれる借入利率の上昇に関して 1%を追加して見積られていた。発行者は、主要国際通貨での長期借入を有していた。基準金利は、長期借入総額に占める各通貨の割合に基づき加重されていた。発行者は、債務を年度末の直前に借り換えており、負債コストの計算において最近再交渉されたマージンを用いていた。また、発行者は、将来見込まれる借入利率の上昇をカバーするための要素を、これらの上昇がどのように算定されたのかを説明することなく追加していた。
60. 執行者は、負債コストを(減損テストで使われた長期キャッシュ・フローに対応して)長期的観点から計算すべきだと考えた。IAS 第 36 号第 56 項によれば、割引率は、貨幣の時間価値及び資産に固有のリスクについての現在の市場評価を反映する利率である。したがって、執行者は、短期金利に負債マージンを上乗せした利率を使って企業の負債コストを見積ることはできないと結論を下した。執行者は、発行者がキャッシュ・フローの期間と整合した観察可能な金利を使うべきだったと考えた。
61. また、執行者は、資本コストと負債コストにおいて、リスクフリーレートの使用は首尾一貫していなければならないと結論を下した。発行者は、資本コストの計算では 10 年物のリスクフリーレートを用いており、発行者の負債コストの計算で用いられるリスクフリーレートもこの期間を反映すべきであると執行者は考えた。

負債資本比率

62. 発行者は、負債 85%、資本 15%の比率を使って加重平均資本コストを計算していた。2008 年 12 月 31 日時点の年次財務諸表に認識された価値に基づき重み付けが行われた。発行者によれば、業界における一般的な資本構成は資本 35%、負債 65%である。
63. IAS 第 36 号 A19 項は、割引率が、企業の資本構成及び企業が資産の購入資金を調達する方法とは無関係であることを求めている。したがって、執行者は、WACC モデルに発行者の負債と資本の関係を反映すべきではなく、業界の資本構成を反映した同業他社の資本構成の負債と資本の比率に基づくべきであると考えた。

CGU ごとの割引率

64. 発行者は、すべての資金生成単位に関し、同じ割引率を用いていた。発行者は、異なる CGU は短期的には異なるリスク特性を表すものの、長期的なビジネスサイクルではリスク特性が異なると主張するだけの根拠は存在しないと主張した。発行者は、短期的なずれがあったとしても、すべての CGU は長期的には同じビジネスサイクルを有すると主張した。また、発行者は、社内の目標利益率はすべての CGU に関して実質的に同じであるが、異なる CGU がそれぞれのサイクルの異なる段階にあることによる時間のずれに関して調整できると執行者に伝えた。発行者は、減損テストは長期間をカバーしているため、異なる CGU のキャッシュ・フローに異なる割引率を適用する理由はないと考えた。
65. IAS 第 36 号第 55 項によれば、割引率は資産に固有のリスクを反映していなければならない。したがって、執行者は、すべての CGU に対して 1 つの割引率を使用することは、各 CGU のリスク特性を表さないと考えた。これは、ベータを算定する際に、発行者が、異なる CGU に対して異なる同業他社を選択していたことによっても裏付けられ、各 CGU が異なるリスク特性を有することが示唆される。

VII 番号 EECS/0112-07 見積りの合理的な変更

事業年度:2008年12月31日

論点の分野:見積りの合理的な変更

関係する基準書:IAS第36号「資産の減損」

執行決定日:2010年7月9日

発行者の会計処理についての記述

66. 発行者は、のれんの減損テストを年度末に行ったが、減損損失は認識されなかった。のれんの減損テストにおいて、発行者は使用価値を割引キャッシュ・フロー(DCF)法を使って計算していた。発行者は、すべてのCGUの減損テストにおいて11%の割引率を用いていた。
67. 主要な仮定に対する感応度に関し、財務諸表で開示は行われていなかった。発行者は、CGU Aに関して、割引率15%までであれば減損は生じないが、CGU B及びCに関しては割引率が14%以上であれば減損につながるなどの感応度分析を作成していた。発行者によれば、これは、割引率の合理的な変更によって減損につながることはなく、感応度の開示はIAS第36号第134項(f)に従い要求されないことを示唆している。

執行決定

68. 執行者は、いくつかの主要な仮定の合理的な変更の組み合わせによって、減損損失につながっていたとして、のれんの減損テストで使われた主要な仮定に対する感応度を開示すべきであったと判断した。

執行決定の根拠

69. IAS第36号第134項(f)によれば、主要な仮定に対する感応度についての情報は、単位(単位グループ)の回収可能価額の算定にあたり、経営者が基礎とした主要な仮定に合理的な変更の可能性があり、それにより当該単位(単位グループ)の帳簿価額が回収可能価額を上回ることになる場合に開示しなければならない。
70. 執行者は、割引率の合理的な変更の可能性を考慮しただけでは十分ではないと考えた。将来キャッシュ・フローを見積るために使用した、CGUの帳簿価額が使用価値を上回ることに繋がっていたであろうすべての主要な仮定の合理的に起こりうる変更、また、キャッシュ・フローの合理的に起こりうる変更及び割引率の合理的に起こりうる変更が組み合わさることで減損損失につながっていたかどうかを考慮すべきであった。

VIII EECS/0112-08 のれんの減損テスト

事業年度:2010年12月31日

論点の分野:のれんの減損テスト

関連する基準書:IAS第36号「資産の減損」

執行決定日:2011年5月31日

発行者の会計処理についての記述

71. 発行者は、通信・メディア部門の企業であり、雑誌、屋外広告、デジタル(雑誌のウェブサイト及びポータル)の3つの事業セグメントを有している。のれんは資産合計の22%に達していた。
72. 発行者は、さまざまな資金生成単位(CGU)の減損テストを行った。キャッシュ・フロー予測は、経営者によって承認された直近の予算に基づいていた。CGU1に関して2010年に実現されたキャッシュ・フローはマイナスであり、当該期間の予算上のキャッシュ・フローを大きく下回っていたものの、経営者は、十分な説明なく2011年に係るキャッシュ・フロー予測を大きく引き上げていた。
73. 予想キャッシュ・フローの計算は簡略化されていた。キャッシュ・フローは、減価償却費を当期の予算上の業績に加算し直すことにより計算されていた。運転資本及び資本的支出の予想変動額は考慮されていなかった。

執行決定

74. 執行者は、減損テストで使用していた仮定の説明を求め、これが、IAS第36号第33項(a)で要求されている合理的かつ裏付け可能な仮定に基づいて作成されていないと結論づけた。
75. また、発行者が用いていたキャッシュ・フロー予測は、CGUを現在の状態に保つための運転資本又は営業用資産に対する投資を考慮しておらず、よってIAS第36号第39項に準拠していなかった。

執行決定の根拠

76. IAS第36号第33項(a)には、使用価値を測定する際に用いられるキャッシュ・フロー予測は、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映する、合理的かつ裏付け可能な仮定を基礎にしなければならないと記載されている。また、IAS第36号第34項では、仮定の合理性を、過去のキャッシュ・フロー予測と実際のキャッシュ・フローとの間の差異の原因を検討することにより評価するとされている。経営者は、現在のキャッシュ・フロー予測が基礎とする仮定が、過去の実際の結果と

整合していることを確認しなければならない。

77. CGU1 に関して 2010 年に実現されたキャッシュ・フローがマイナスであり、(過去の期間において予想キャッシュ・フローを下回った後に)当該期間の予算上のキャッシュ・フローを大きく下回っていたにもかかわらず、経営者は十分な説明なく 2011 年に係るキャッシュ・フロー予測を大きく引き上げていた。執行者とのやり取りの中で、発行者は、過去の予算と実際の結果との間の差異を説明するための具体的な主張は行っていなかった。その結果、執行者は、現実的な予算を立てる経営者の能力に重大な懸念を抱いた。
78. 発行者から、経営者が作成したキャッシュ・フロー予測の基礎となる仮定について十分な説明がなく、楽観的すぎる傾向が経営者にあることに基づき、執行者は、キャッシュ・フロー予測が合理的かつ裏付け可能な仮定に基づいておらず、よって IAS 第 36 号第 33 項(a)に準拠していないと判断した。
79. IAS 第 36 号第 39 項によれば、将来キャッシュ・フローの見積りには、(a)当該資産の継続的使用によるキャッシュ・インフローの予測、(b)当該資産の継続的使用によるキャッシュ・インフローを発生させるため、必然的に生じるキャッシュ・アウトフローの予測、及び(c)その耐用年数の終了時における資産の処分によって受け取る(又は支払う)正味キャッシュ・フローが含まれなければならない。また、IAS 第 36 号第 41 項及び第 49 項には、キャッシュ・アウトフロー予測には、資産に対する日々のサービスに係るキャッシュ・フローを含めるべきであるとされている(これには、資産の現在の状態から生じることが予想される経済的便益の水準を維持するために必要な将来キャッシュ・アウトフローが含まれる)。
80. 使用価値を測定する際に用いられるキャッシュ・フローは、企業が確約していない将来のリストラチャリング、あるいは資産の機能の改善又は拡張の影響を反映しないかもしれないが (IAS 第 36 号第 44 項)、5%の成長率が想定されていることを考慮すると、CGU の資産を現在の状態に保つために運転資本又は営業用資産に対して投資を行う必要がないという可能性は非常に低い。したがって、執行者は、発行者が使用していたキャッシュ・フロー予測は、IAS 第 36 号第 39 項に準拠していないと判断した。

IX 番号 EECS/0112-09 資金生成単位の開示

事業年度:2010年12月31日

論点の分野:資金生成単位の開示

関連する基準書:IAS第36号「資産の減損」

執行決定日:2011年9月1日

発行者の会計処理についての記述

81. 発行者は、5つの異なる分野で活動しており、60を超えるブランドのポートフォリオを保有している。当該5つの分野は、事業セグメントとして識別されている。2010年12月31日現在の財務諸表において、発行者は、ブランド及び商号の帳簿価額の総額と純額を事業セグメント別に表示していたが、対応するのれんの分析は表示していなかった。
82. 耐用年数を確定できない無形資産の減損テストに関し、発行者は、連結財務諸表の注記において以下の情報を表示していた。
- (a) 予測キャッシュ・フローの算定における主要な仮定。各事業セグメントに関して、税引後及び税引前割引率、ならびに成長率を表形式で示す。
- (b) 税引後割引率又は成長率が0.5%ポイント変動した場合の感応度。損失が生じそうな耐用年数を確定できない無形資産、及びそうした変動により生じることになる関連した減損損失を事業セグメントごとに表形式で示す。

執行決定

83. 発行者は、資金生成単位(CGU)に対するのれん及び無形資産の配分に関する開示、特に、各CGUののれんに関する情報の開示がIAS第36号第134項の要求事項に準拠していないと結論づけた。

執行決定の根拠

84. IAS第36号第134項は、資金生成単位(単位グループ)に配分されたのれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額が、企業全体ののれん又は耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額に比して重要性がある場合には、それらの各資金生成単位(単位グループ)について情報を開示することを要求している。
85. 発行者は、発行者とのやり取りや会議から、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産を含むCGUは、ブランド及び商号ごとに決定されており、それは事業セグメントよりも小さいと判断した。それにもかかわらず、発行者は、機密保持のため、表示されている各年度に関し、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額をCGUごとに表示していなかった。

86. 執行者は、発行者の財務諸表におけるのれん、ブランド及び商号の正味帳簿価額は重要であることに留意した。
87. 執行者は、機密保持が、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額を CGU ごとに開示しないことの正当な理由にはならないと結論づけた。